

これを読んで20秒！！

No.525

社長のためのお勉強

令和元年8月1日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

相続が争族にならないために！

相続対策の一つに、相続時精算課税という制度があります。
概要は、60歳以上の父、母、祖父母から20歳以上の推定相続人やお孫さんである直系卑属に、生前に贈与ができるという制度です。

計算算式

(贈与財産－2500万円) × 20% = 贈与税額

相続が発生したら精算します。相続時に分割を円満に行う方法です。この贈与することにより相続財産を生前に分割することができます。

駐車場など収益が上がる不動産や自社株式などを贈与するのをおススメします。デメリットとして暦年贈与（毎年110万円まで非課税の贈与）が使えなくなるという点もありますが、相続の問題の解決の一つです。

財産状況は、お一人、お一人で違いますので相談してください。



郵送ではなく e-mail での配信を希望される方はご連絡ください

HORIGUCHI
Accounting & Tax office